

ページ	項 目
P2	1. 朝起きてから学校に来るまで、食べたり使ったりした物を具体的に記入しよう。
	解答例 ・洗顔(水・電気・洗顔フォーム・歯ブラシ等)・朝食(ご飯・味噌汁・卵等) ・通学(カバン・靴・標準服等)
	2. 物資とサービスについて考えよう。
	(2) 商品には(物資)＜形のあるもの＞と(サービス)＜形のないもの＞がある。
	(3) 次の商品を物資とサービスに分けてみよう。
	解答 物資： 食料品・衣料品・文具・電化製品・家具 サービス： 水道・電気・交通・歯の治療・クリーニング
	3. 中学生としての消費生活を考えよう。
	検討をしながら(計画的)に買い物をする必要がある。私たち中学生も(消費者)の一人として自分と家族がよりよい(消費生活)を送るためによく考えた(消費行動)をとれるようになろう。
	4. 契約について知ろう。
	商品を買うことは売買の(契約)になり～ 販売者の「売りたい」という意志が(合致)したときに成立する。契約とは、(法律)によって保護された約束事である。契約内容を守る(権利)と(義務)が生じ～ これって契約？ 1. …①契約 2. …②契約ではない 3. …①契約
P3	1. 販売方法の種類と特徴をまとめよう。
	販売方法 (店舗)販売 (無店舗)販売
	種類 小売店・専門店・デパート (スーパーマーケット) (コンビニエンスストア) 消費者生活協同組合など (通信)販売 (訪問)販売
	2. 支払い方法の種類と特徴をまとめよう。
	方法 (前)払い (即時)払い (後)払い
	方法 前もってプリペイドカードや券を買っておき、(現金)の代わりに使う。 買おうとする商品と引き換えに、その場で(現金)を支払う。
	種類 図書カード (プリペイド型電子マネー)など 現金 (デビット)カードなど (クレジット)カード、携帯電話の使用料、利用料や～
P4	1. 次の商品を購入するとき、何をポイントに選びますか。その理由は何ですか。
	※自由記述
	3. 他のグループの発表をメモしよう。
	※自由記述
	4. 商品を購入するときのポイントをまとめよう。
	ポイント (品質、性能) (価格) (アフターサービス) (環境への配慮)
P5	1. あなただったらどうしますか。ロールプレイングを通して考えてみよう。
	どんなことに気付きましたか。記入しよう。 ※自由記述
	2. 悪質商法について確認しよう。
	未然に防ぐにはどうしたらよいか考えよう。 ・あいまいな断り方をせずにきっぱり断る ・甘い話は信じない ・一切無視する ・印やサインは絶対にしない(母印も含む)

ページ	項 目													
P6	3. 消費者を守る法律や相談機関を知ろう。													
	<table border="1"> <tr> <td>①⇒ (B・消費者契約法)</td><td>⑤⇒ (C・消費者庁)</td></tr> <tr> <td>②⇒ (D・製造物責任法(PL法))</td><td>⑥⇒ (G・国民生活センター)</td></tr> <tr> <td>③⇒ (A・特定商取引法)</td><td>⑦⇒ (E・消費者センター)</td></tr> <tr> <td>④⇒ (F・クーリング・オフ)</td><td>⑧⇒ (H・消費者基本法)</td></tr> </table>	①⇒ (B・消費者契約法)	⑤⇒ (C・消費者庁)	②⇒ (D・製造物責任法(PL法))	⑥⇒ (G・国民生活センター)	③⇒ (A・特定商取引法)	⑦⇒ (E・消費者センター)	④⇒ (F・クーリング・オフ)	⑧⇒ (H・消費者基本法)					
①⇒ (B・消費者契約法)	⑤⇒ (C・消費者庁)													
②⇒ (D・製造物責任法(PL法))	⑥⇒ (G・国民生活センター)													
③⇒ (A・特定商取引法)	⑦⇒ (E・消費者センター)													
④⇒ (F・クーリング・オフ)	⑧⇒ (H・消費者基本法)													
4. クーリング・オフ制度についてまとめよう。														
クーリング・オフは(頭を冷やす期間)の意味です。 ～特定の取引に限って、(一方的)に契約を解除することができる。 <クーリング・オフ> <table border="1"> <tr> <td>①クーリング・オフできる期間 契約書を受け取った日を1日目として数える</td><td>・訪問販売・キャッチセールス・アポイントメントセールスなどは (8) 日間 ・マルチ商法は (20) 日間</td></tr> <tr> <td>②クーリング・オフできない場合</td><td>・(3,000) 円未満の商品を現金で買ったとき。 ・インターネットショッピングなどの(通信販売)はクーリング・オフができない。それぞれの～</td></tr> </table>	①クーリング・オフできる期間 契約書を受け取った日を1日目として数える	・訪問販売・キャッチセールス・アポイントメントセールスなどは (8) 日間 ・マルチ商法は (20) 日間	②クーリング・オフできない場合	・(3,000) 円未満の商品を現金で買ったとき。 ・インターネットショッピングなどの(通信販売)はクーリング・オフができない。それぞれの～										
①クーリング・オフできる期間 契約書を受け取った日を1日目として数える	・訪問販売・キャッチセールス・アポイントメントセールスなどは (8) 日間 ・マルチ商法は (20) 日間													
②クーリング・オフできない場合	・(3,000) 円未満の商品を現金で買ったとき。 ・インターネットショッピングなどの(通信販売)はクーリング・オフができない。それぞれの～													
P7	1. 消費者の権利や責任についてまとめよう。													
	8つの権利 <table border="1"> <tr> <td>①生活の基本的ニーズが(保証)される権利</td><td>⑤(意見)が反映される権利</td></tr> <tr> <td>②(安全)を求める権利</td><td>⑥(補償)を受ける権利</td></tr> <tr> <td>③(知らされる)権利</td><td>⑦(消費者教育)を受ける権利</td></tr> <tr> <td>④(選択)する権利</td><td>⑧健全な(環境)を享受する権利</td></tr> </table> 5つの責任 <table border="1"> <tr> <td>①(批判的)な意識をもつ責任</td><td>④(環境)への配慮をする責任</td></tr> <tr> <td>②主張し(行動)する責任</td><td>⑤(連帯)する責任</td></tr> <tr> <td>③社会的(弱者)への配慮をする責任</td><td></td></tr> </table>	①生活の基本的ニーズが(保証)される権利	⑤(意見)が反映される権利	②(安全)を求める権利	⑥(補償)を受ける権利	③(知らされる)権利	⑦(消費者教育)を受ける権利	④(選択)する権利	⑧健全な(環境)を享受する権利	①(批判的)な意識をもつ責任	④(環境)への配慮をする責任	②主張し(行動)する責任	⑤(連帯)する責任	③社会的(弱者)への配慮をする責任
①生活の基本的ニーズが(保証)される権利	⑤(意見)が反映される権利													
②(安全)を求める権利	⑥(補償)を受ける権利													
③(知らされる)権利	⑦(消費者教育)を受ける権利													
④(選択)する権利	⑧健全な(環境)を享受する権利													
①(批判的)な意識をもつ責任	④(環境)への配慮をする責任													
②主張し(行動)する責任	⑤(連帯)する責任													
③社会的(弱者)への配慮をする責任														
2. よりよい消費生活について考えよう。														
(1)国際消費者機構<CI>は8つの(権利)と5つの(責任)をあげている。 (2)環境のことを考えて商品や店を選ぶ消費者のことを(グリーンコンシューマー)という (3)商品の選択・購入は自分の意見を表わす ～ 問題のある商品に投票しない、つまり(購入)しない～														
P9	1. 一人ひとりの生活や行動が、環境に影響を及ぼしていることに気付こう。													
	「自分」 ※自由記述 「家族」 ※自由記述													
	2. 私たちが使っているエネルギーに目を向けてみよう。正しいのはどちらかな？													
	<table border="1"> <tr> <td>①<答え・Aくみ置きしてある水></td><td>④<答え・B壁から離す></td></tr> <tr> <td>②<答え・Aなべ底の面積が大きい></td><td>⑤<答え・A決められた洗剤の量></td></tr> <tr> <td>③<答え・Aカーテンを閉める></td><td></td></tr> </table> <メモ> 例 ①は気温に伴い水温も上下する。お風呂だけではなく、水を沸かす時や調理時にも言える。 ②ガスの火加減については、なべ底から火をはみ出させても空気を温めるだけで沸く速さはほとんど変わらない。だから、なべ底が大きい方が早く沸く。また、底が水で濡れている時は拭いてから沸かした方がエネルギーの無駄にならない。 ③カーテンは熱を遮断する。冬は冷気をさえぎり室内の温度を保つはたらきがある。 ④冷蔵庫の周囲に熱がこもり庫内が冷えにくくなる。 ⑤洗剤量が多くても変わらない。また、洗剤を使いすぎることにより河川の水の汚れに大きな影響を与える。	①<答え・Aくみ置きしてある水>	④<答え・B壁から離す>	②<答え・Aなべ底の面積が大きい>	⑤<答え・A決められた洗剤の量>	③<答え・Aカーテンを閉める>								
①<答え・Aくみ置きしてある水>	④<答え・B壁から離す>													
②<答え・Aなべ底の面積が大きい>	⑤<答え・A決められた洗剤の量>													
③<答え・Aカーテンを閉める>														
3. 私たちが生活する中で、次の①～⑤の項目で省エネルギーのための行動について記入しよう。														
<table border="1"> <tr> <td>全項目 ※自由記述</td></tr> </table>	全項目 ※自由記述													
全項目 ※自由記述														

ページ	項 目				
P10	5. 資源とごみの分け方と出し方を考えてみよう。				
	資源とごみの分け方・出し方	記号で選択			
	資源	③⑨⑪⑮			
	可燃ごみ(燃やすごみ)	①②⑥⑧⑫			
	不燃ごみ(燃やさないごみ)	⑤⑦⑩⑬			
	粗大ごみ	④⑭			
P11	1. 環境を守る5Rをまとめよう。				
	(1) (リユース)	(3) (リフューズ)	(5) (リペアー)		
	(2) (リデュース)	(4) (リサイクル)			
	2. 循環型社会についてまとめよう。				
	循環型社会とは(生産 → 使用 → 分別 → 生産)の輪をつなげて太くすることである。 これが(環境)破壊をいとめる取り組みになる。				
	3.消費生活についてまとめよう。				
	(1)～文具や食品などの(物資)と交通や習い事などの(サービス)がある。				
	(2)～品質・(安全)・(機能)・アフターサービス・(環境)への影響などを考えることが必要である。				
	(3)～商品のチラシなどから(情報)収集をする。				
	(4)購入時には情報の一つである(表示)や(マーク)を必ず確認する。				
	4. 販売方法の種類と特徴をまとめよう。				
	販売方法	(店舗)販売		(無店舗)販売	
	種類	小売店・専門店・デパート	消費者生活協同組合など	(通信)販売	(訪問)販売
		(スーパーマーケット) (コンビニエンスストア)			
	5. 支払方法の種類と特徴をまとめよう。				
		前 払 い	即 時 払 い	後 払 い	
	図書カード テレホンカード プリペイド型電子マネー	現金 デビットカード キャッシュカード	クレジットカード 携帯電話等の使用料		
P12	6. 契約についてまとめよう。				
	(1)～売り手と買い手の間に(契約)の関係が成立する。				
	(2)契約にあてはまるもの……(A電車やバスに乗る。 C電話でピザを注文する。 E美容院・理容店で髪を切る)				
	7.トラブルを防ぐにはどうするかまとめよう。				
	(1)次のような悪質商法を何というか。				
	①(ネットオークションや通信販売での詐欺) ③(マルチ商法) ⑤(アポイントメントセールス)				
	②(ワンクリック詐欺) ④(架空請求)				
	(2)クーリング・オフについてまとめよう。				
	①(8・20)日間である ③(3, 000)円未満の商品				
	②(通信)販売には適応(しない)④解約は(はがき)などの				
8. 消費者の権利についてまとめよう。					
(2)健康が守られ(安全である)権利。(3)商品についての(情報)が与えられ～ (4)自分の納得のいく商品を(選ぶ)権利。(5)商品の改善や開発に対して(意見)を反映される権利。(7)消費生活に必要な知識や、技能を身につけるための(消費者教育)を受ける権利。					
9. 消費者を支えるしくみについてまとめよう。					
(1) (消費者基本法) (4) (消費者センター)					
(2) (製造物責任法またはPL法) (5) (グリーンコンシューマー)					
(3) (消費者契約法)					

ページ	項 目
P13	10. 暮らし方と環境についてまとめよう。
	(1) 環境とマークを線で結んで確認しよう。 ①→ ウ「エコマーク」 ④→ イ「スチール缶」 ②→ エ「PETボトル」 ⑤→ オ「エコポリスセンター」 ③→ ア「グリーンマーク」
	(2) 便利になった生活の問題と、ごみを減らすための工夫についてまとめよう。 ①食品が衛生的に(手軽)に買える～容器の(軽量)化により～使い捨て容器の普及は(ごみ)の量を～ ②買い物の時に(エコバック・マイバック)を持参し、～むだな包装を(断る)。調理時に(環境)に配慮し～ (残さず)に食べることが大切である。 ③使わなくなったものは人に(ゆずる)。または(リサイクル)ショップなどに持って行く。 ④残さず(使いきる)。また、使わないものは(買わない)。 ⑤ごみは正しく(分別)する。
	11. 「わたしは消費者」の学習を通して感想をまとめよう。
	※自由記述